

プレスリリース 令和5年4月19日(水)



島根県 環境生活部 自然環境課

担当者名 土屋、田中

TEL 0852-22-5347

Email shizenkankyo@pref.shimane.lg.jp

「国定公園 船通山」でパトロール実施！

～野生動植物違法採取防止強化期間～

このたび、国定公園 船通山において自然保護に対する県民意識の向上のためパトロールを実施しますのでお知らせします。



■背景、経緯

大山隠岐国立公園や比婆道後帝釈国定公園をはじめ、島根県は自然公園（国立公園・国定公園・県立自然公園）や県自然環境保全地域など、多様な自然環境に恵まれています。

その生態系や美しい風景を守るために、自然公園法や自然公園条例、自然環境保全条例などで、大切に保護されている動植物があります。採取等が禁じられているにも関わらず、これらの動植物はその美しさや珍しさのために観賞用や園芸用として採取され、減少しています。

このため、県は例年4月1日～6月30日を野生動植物違法採取防止強化期間と定め、別添実施要領のとおり関係機関や自然保護団体等の協力を得て、パトロール等を強化し、貴重な動植物の保護を呼びかけ、自然保護意識の啓発を図っています。

その一環として、下記のとおりパトロールを実施します。

■詳細

1. 日 時 令和5年4月22日（土）9時00分～
(終了予定：12時00分頃山頂にて解散)

2. 場 所 比婆道後帝釈国定公園船通山
【集合場所】

ヴィラ船通山（斐乃上荘）前の町道沿い（別添図面参照）

3. 内 容 チラシ配布等、違法採取防止の普及啓発活動を行い
パトロールしながら登山します。登山者や観光客等に啓発チラシ
や自然保護を呼びかける啓発ワッペン、シールを配布します。

4. 参加予定者

環境省大山隠岐国立公園松江管理官事務所、島根森林管理署、奥出雲町、島根県

5. 問合せ先：島根県環境生活部自然環境課自然保護係 土屋、田中

TEL : 0852-22-5347



島根創生計画

VI 心豊かな社会をつくる

4 自然、文化・歴史の保全と活用

(1)豊かな自然環境の保全と活用(P78)

【県 HP】

(島根創生を進めるための新規・拡充施策(令和5年度版))

<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/shimanessousei/index.data/shinkakujuR5.pdf>



(島根創生計画)

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/shimanessousei/index.data/souseikeikaku_illustrated.pdf



令和5年度 島根県野生動植物違法採取防止強化期間実施要領

1 目 的

島根県は、大山隠岐国立公園に代表されるように、豊かで多様な自然環境に恵まれている。その優れた自然生態系を保全するために、希少な野生動植物は、自然公園法や自然環境保全条例などにより無許可の採取・捕獲が禁止されている。

よって、違法採取が多発する春期を違法採取防止強化期間と定め、パトロール等を強化し、希少な動植物を保護するとともに、自然保護に関する啓発を図る。

2 期 間

令和5年4月1日（土）～6月30日（金）

3 実施機関

島根県

4 対象地域

県内の国立公園、国定公園、県立自然公園、県自然環境保全地域他

5 協 力

環境省大山隠岐国立公園松江管理官事務所・隠岐管理官事務所、島根森林管理署、島根県警察本部、関係市町村、(公財)しまね自然と環境財団、(公財)ホシザキグリーン財団、(一社)隠岐ジオパーク推進機構、環境省自然公園指導員、自然保護指導員、島根県自然保護レンジャー、島根県希少野生動植物保護巡視員及び巡視団体等

6 活動内容

- (1) 希少な野生動植物を保護するため、パトロール等を実施するとともに、公園利用者等に啓発チラシやワッペン・シールを配布し、自然保護の啓発を図る。
- (2) 環境省自然公園指導員や自然保護団体など、監視指導活動に携わる関係者へ重点的なパトロール等を依頼する。
- (3) 報道機関の協力を得て強化期間の趣旨を周知する等、積極的な広報を行う。